

(株)高島屋横浜店 手荷物一時預かりサービス利用約款

株式会社高島屋横浜店(以下「当社」といいます)の手荷物一時預かりサービスをご利用いただく方(以下「ご利用者」といいます)は、以下の事項に同意いただいたうえでご利用ください。

1. お預かりできないもの

以下のものはお預かりできません。

- ・貴重品(現金・金券・有価証券類、パスポート・身分証書、キャッシュカード・クレジットカード類、宝石・貴金属、書画・骨董品・美術品、楽器類、30,000 円以上の高額品等)
- ・精密機器類(IT機器・電子機器類)
- ・こわれやすい品物(陶器・食器・ガラス製品等)
- ・冷凍品
- ・動物、植物
- ・大型のキャリーバック、スーツケース類、自転車、キックボード等
- ・3辺(縦・横・高さ)の合計が 170 センチを超過するもの
- ・揮発性もしくは毒性のあるもの、発火・爆発等の危険のあるもの、臭気を発するもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの、鉄砲刀剣類及び犯罪に供される恐れのあるもの、その他、当社が保管に適さないと判断したもの

上記以外のものであっても、手荷物預かり所の保管状況により、お預かりをお断りする場合があります

ご利用者一人につき、最大 3 個まで

なお、当社が必要と認めた場合、ご利用者同意のもと、お預かり品の内容を確認します

2. ご利用時間

ご利用時間は、当日(一日限り)とし、お預かり当日午前 10 時から午後 7 時までとします。

受付時間は、お預かり当日午前 10 時から午後 6 時までとします。

時間外の受付、およびお引渡しはできません。

(本館の営業時間により変更になる場合がございます)

3. ご利用料金

当日、当店でお買上げ金額が 1,000 円(税込)以上の場合は無料となります。

なお、当日、当店でお買上げ金額が 1,000 円(税込)未満の場合は 500 円(税込)をいただきます。ご返却時に当日のお買上げレシート、伝票類または登録画面を確認させていただきます。

4. ご利用時間内に引き取られない場合の処理

- ・ご利用時間内にお預かり品が引き取られない場合、お預かり日の翌日から 60 日間保管(以下「保管期間」といいます)します。
- ・保管期間中は、お買上げの有無にかかわらず、お預け入れ日の翌日から起算してお引き取り日までの間、一日ごとに 500 円(税込)の保管料を申し受けます。なお、お引き取り日は時間の長短に関わらず一日とみなします。
- ・保管期間内にご利用者本人と連絡がとれ、お預かり品を引き取りに来られない場合は、日本国内

に限り、配送料金着払いにてお預かり品をご利用者宛に送付します。

・保管期間を過ぎ、ご利用者と連絡が取れない場合、またはご利用者がお預かり品を引き取らず、その送付もできない場合は、所有権を放棄されたものとみなし、お預かり品を処分します。

(処分日を拾得日と位置付け遺失物法に則り処分します)

・保管期間中であっても、腐敗臭、水分の滲み出し、消費・賞味切れ等により、保管に適さないと当社が判断した場合、当該収容品を処分します。

5. 当社の責任

当社の責に帰す事由により、保管中にお預かり品が滅失、汚損、破損した場合は、1件 30,000 円を限度として補償します。

6. 免責事項

以下の場合、当社はお預かり品に生じた損害を補償しません。

・ご利用者が、当社でお預かりできないものを預け、滅失、汚損、破損した場合

・天変地異、不可抗力によりお預かり品が滅失、汚損、破損した場合

・真正の「合札」にもとづきその持参者にお預かり品を引き渡した場合

・その他、当社の責に帰さない事由により損害が発生した場合

7. 個人情報の取り扱い

お預かり品に際して取得した個人情報は、手荷物預かり業務以外には使用しません

8. 約款の変更

・当社は以下の場合に、当社の裁量による本約款を変更することがあります

① 本約款の変更が、ご利用者の一般の利益に適合するとき

② 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性
その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

・当社が本約款を変更する場合、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の一か月前までに変更の旨を掲示します

・変更後の本約款の効力発生日以降に、ご利用者が本サービスを利用したときは、本約款の変更に同意したものとみなします。

<お預かりにあたって>

・ご利用者本人の氏名・連絡先等必要事項を手荷物お預かり票に正確にご記入ください。

・お預かり時に「合い札」をお渡ししますので、お引き取りの際は必ず「合い札」をお持ちください。

・「合い札」を紛失された場合、ご利用者の本人確認ができる書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証、身分証等)を提示いただきます。

2025年3月5日

連絡先

株式会社 高島屋 横浜店 1階手荷物一時預かり所

電話番号045-311-5111